

神戸市垂水区社会福祉協議会ボランティアグループ運営費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市垂水区社会福祉協議会（以下「垂水区社協」という。）が垂水区区内で継続的にボランティア活動を行っている団体（以下「ボランティア団体」という。）の運営を支援するため、助成金の交付に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(助成の対象団体)

第2条 助成の対象となるボランティアグループは、5人以上で構成され、垂水区社協に登録していること。

ただし、現在、垂水区社協が別に助成しているひとりぐらし高齢者友愛訪問活動、ひとりぐらし高齢者ふれあい給食会活動、コミュニティサポートグループ育成支援事業を行っているボランティア団体、および他区の同種の助成、「県民ボランティア活動助成」を受けている団体は除く。

助成対象となるボランティア活動は、次の各号いずれかに該当し、かつ1年間（毎年4月1日～翌年3月31日）に垂水区区内で6日以上実施すること。

- ① 無償の活動であり、自助活動ではないこと。
- ② 政治的・宗教的活動ではないこと。
- ③ 自発的な意志に基づく地域福祉の向上に貢献する活動であること。
- ④ その他、神戸市垂水区社会福祉協議会理事長（以下「理事長」という。）が適当と認めた活動のいずれかであること。
- ⑤ 当該年度3月31日を基準日とし、基準日までに6か月以上の活動実績を有すること。

(助成額、助成対象経費及び申請時期)

第3条 助成額、助成対象経費及び申請時期は、助成案内文のとおりとし、予算の範囲内で助成する。

(助成金の申請)

第4条 この助成金の交付を受けようとするボランティアグループは、次に掲げる書類を理事長に申請する。

- (1) ボランティアグループ運営費助成金申請書兼請求書（様式第1号、以下「助成金申請書兼請求書」という。）
- (2) ボランティアグループ構成員名簿（様式第2号）
- (3) 活動実績表（様式第3号）
- (4) 活動経費内訳表（様式第4号）

(助成金の決定通知)

第5条 理事長は、助成金申請書を受理した場合、その内容を審査し、助成の可否を決定し、ボランティア運営費助成金決定通知書（様式第5号）により、ボランティア団体に通知する。

(助成金の交付)

第6条 理事長は、助成金申請書兼請求書に基づき、ボランティア団体の代表者へ助成金を交付するものとする。

この要綱は、平成28年10月1日から実施する。